

鳥取県ハートフル駐車場利用証制度

令和6年4月1日から

妊産婦（多胎児）の方等が利用できる

期間を延長します！



これまで

妊娠7か月から産後1年半までの方又は1歳6か月未満の子どもを同伴する方

これから

妊娠7か月から産後1年半までの方又は1歳6か月未満の子どもを同伴する方

(多胎の場合、妊娠7か月から産後**3年**までの方(※)又は**3歳**未満の子どもを同伴する方)

(※)産後については、3歳未満の子どもを同伴する場合に限る。

4月1日より前に利用証の交付を受けられている方へ



交付済みの利用証についても、3歳未満の多胎児がいる場合、有効期限を延長できます。延長や再発行を希望される場合は、交付時と同様に申請手続きを行ってください。

【手続きに必要なもの】

- ①交付申請書 ②母子健康手帳（多胎児の各々の手帳）
- ③利用証（※お持ちの方） ④本人確認書類（※代理申請の場合）

【お問い合わせ】

鳥取県 福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉保健課 企画調整担当
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
電話 0857-26-7142